

Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス利用規約

実施 令和3年1月15日

令和3年1月15日 現在

エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社

目次

第1章 総則	4
第1条 規約の適用	
第2条 規約の変更	
第3条 規約の公表	
第4条 用語の定義	
第2章 Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービスの提供区間	5
第5条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供区間	
第3章 契約	5
第6条 契約の単位	
第7条 定期契約期間	
第8条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約申込の方法	
第9条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約申込の承諾	
第10条 動画配信ライセンス数の変更	
第11条 その他契約内容の変更	
第12条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約に基づく権利の譲渡	
第13条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者が行う Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の解除	
第14条 当社が行う Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の解除	
第15条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約に係るその他提供条件	
第4章 利用中止等	7
第16条 利用中止	
第17条 利用停止	
第5章 通信	8
第18条 通信利用の制限等	
第6章 料金等	9
第19条 料金及び工事費に関する費用	
第20条 利用料金の支払義務	
第21条 手続きに関する料金の支払義務	
第22条 工事費の支払義務	
第23条 料金の計算方法	
第24条 割増金	
第25条 延滞利息	
第7章 保守	10
第26条 Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者の切分責任	
第27条 修理又は復旧の順位	
第8章 損害賠償	11
第28条 責任の制限	
第29条 免責	

第9章 データ等の取り扱い	12
第30条 データ等の取り扱い	
第31条 データの利用	
第32条 データ等の削除	
第10章 雑則	12
第33条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの廃止	
第34条 利用に係る Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者の義務	
第35条 知的所有権	
第36条 輸出	
第37条 再販売の禁止	
第38条 個人情報の取り扱い	
第39条 附帯サービス	
第40条 特約	
別記	16
1 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供区間	
2 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者の地位の承継	
3 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者の氏名等の変更の届出	
4 個人情報の開示	
5 利用権に関する事項の証明	
6 支払証明書の発行	
7 その他イベント運用	
8 新聞社等の基準	
料金表	18
通則	
第1表 料金（附帯サービスの料金を除きます。）	
第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））	
第3表 附帯サービスに関する料金	
附則	24

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)に基づき、この Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス利用規約(以下「規約」といいます。)を定め、これによりArcstar Enterprise Streaming定期利用サービス(当社が規約以外の利用規約等を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスに附帯するサービス(以下「附帯サービス」といいます。)をこの規約により提供します。

(規約の変更)

第2条 当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト(<http://www.ntt.com/tariff/comm/>)上への掲載その他の適切な方法により周知します。

(規約の公表)

第3条 当社は、当社のWebサイト(<http://www.ntt.com/tariff/comm/>)において、この規約を公表します。

(用語の定義)

第4条 規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信	有線、無線その他の電磁式方式により、符号、音響又は映像を送り、伝え又は受け取ること
2 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
3 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の用に供すること
4 Enterprise Streaming 設備	Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを提供するための設備
5 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス	Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者又はArcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者が指定する者が、当社のEnterprise Streaming 設備を利用して、Enterprise Streamingを行うことができるサービス
6 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス取扱所	Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスに関する業務を行う当社の事業所
7 Enterprise Streaming	Enterprise Streaming 設備を利用して動画配信を行うための基本機能および、ユーザが作成した動画コンテンツをイベント設備に配置し、ビデオ・オンデマンドの実現する機能、ユーザ実施するライブをEnterprise Streaming 設備でリアルタイムに一斉配信する機能、SAML 認証による Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者が指定する利用者がサービスを利用する際、ログイン認証省く機能、当社が指定するSaaS サービスと連携する機能
8 端末設備	電気通信回線の終端(サービス接続点及び相互接続点におけるものを除きます。)に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内

	(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
9 自営端末設備	Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者が設置する端末設備
10 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
11 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者識別符号	Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者を識別するための番号であって、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約に基づいて当社が Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者に割り当てるもの
12 動画配信ライセンス	Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者又は Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者が指定する者に付与される、Enterprise Streaming に参加するための、動画配信を利用するライセンス
13 消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供区間

(Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供区間)

第5条 当社の Arcstar Enterprise Streaming 定期サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

第3章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、1の Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者識別符号ごとに1の Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約を締結します。

2 前項の場合、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は、1の Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約につき1人に限ります。

(定期契約期間)

第7条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスには、定期契約期間があります。

2 前項の定期契約期間は、提供開始日から起算して1年間とします。

3 前項の提供開始日は、料金月(1の暦月の起算日(当社がArcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の初日とします。

4 Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者は、その契約の満了と同時に契約を解除又はライセンス数の区分の減少をするときは、定期契約期間の契約満了日の75日前に当社に申し出てください。

5 当社は、定期契約期間の契約満了日の75日前までに、当社へ申し出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に定期契約を更新します。

(Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約申込の方法)

第8条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の申込みをする者は、次に掲げる事項について当社所定の方法により Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の申込みを行っていた

だきます。

- (1) 動画配信ライセンス数の区分
- (2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約申込の承諾)

第9条 当社は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の申込みをした者が、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の申込みをした者が、第17条（利用停止）第1項各号のいずれかに該当し、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの利用を停止されている、又は Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
- (5) その他当社の Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(動画配信ライセンス数の変更)

第10条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は、動画配信ライセンス数の区分の変更の請求をすることができます。

2 動画配信ライセンス数の区分の変更の取扱いは、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

3 第1項の請求があったときは、当社は、第9条（Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(その他の契約内容の変更)

第11条 当社は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者から請求があったときは、第8条（Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約申込の方法）第2号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第9条（Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約に基づく権利の譲渡)

第12条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの利用権（Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者が Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約に基づいて Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により当社に請求していただきます。ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

- (2) Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の申込みをした者が、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの料金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の申込みをした者が、第 17 条（利用停止）第 1 項各号の規定のいずれかに該当し、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの利用を停止されている、又は Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の解除を受けたことがあるとき。
 - (4) Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の申込みをした者が、虚偽の内容を含む申込みを行ったとき。
 - (5) その他当社の Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの利用権の譲渡があったときは、譲受人は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者が行う Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の解除)

第 13 条 当社は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者が Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ解除日の 75 日前までに、当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行う Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の解除)

- 第 14 条 当社は、第 17 条（利用停止）の規定により Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの利用を停止された Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約を解除することがあります。
- 2 当社は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者が第 17 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの利用停止をしないでその Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前 2 項の規定により、その Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約に係るその他の提供条件)

第 15 条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約に係るその他の提供条件については、別記 2 及び別記 3 に定めるところによります。

第 4 章 利用中止等

(利用中止)

- 第 16 条 当社は、次の場合には、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの一部又は全部の利用を中止することがあります。
- (1) Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを提供するための設備の保守上、工事上又はサービス提供上やむを得ないとき。
 - (2) Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを提供するための設備を不正アクセスから防御するために必要なとき。
 - (3) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
 - (4) Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスが正常に動作せず、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを継続して提供することが困難であるとき。

(5)法令等に基づく要請等により Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを提供することが困難となったとき。

- 2 当社は、前項の規定により Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの一部又は全部の利用を中止するときは、1 か月前にそのことを Arcstar Enterprise Streaming 定期利用契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 17 条 当社は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者が次のいずれかに該当するときは、6 か月以内で当社が定める期間（その Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの料金その他の債務（この規約の規定により、支払いを要することとなった Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの料金用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下本条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、その Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの一部又は全部の利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
(2) 第 34 条 (利用に係る Arcstar Enterprise Streaming 定期利用契約者の義務) の規定に違反したとき。
(3) 第 37 条 (再販売の禁止) の規定に違反したとき。
(4) 前 3 号のほか、この規約の規定に反する行為であつて、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

- 2 当社は、前項の規定により Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第 5 章 通信

(通信利用の制限等)

第 18 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線又は加入者回線等（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 10 の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 当社は、当社の電気通信設備（これに附属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス（これに附帯するサービスを含みます。）の全部又は一部の利用を中止する措置をとることがあります。

第6章 料金等

（料金及び工事費に関する費用）

第19条 当社が提供するArcstar Enterprise Streaming定期利用サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供するArcstar Enterprise Streaming定期利用サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（利用料金の支払義務）

第20条 Arcstar Enterprise Streaming 定期サービス契約者は、その Arcstar Enterprise Streaming 定期サービス契約に基づいて Arcstar Enterprise Streaming 定期サービスの提供を開始した日から起算して、Arcstar Enterprise Streaming 定期サービス契約の解除があった日について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。

(1) 利用停止があったときは、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。

(2) 前号の規定によるほか、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は、次の場合を除き、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 Arcstar Enterprise Streaming 定期サービス契約者の責めによらない理由により、その Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを全く利用できない状態（その Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態とる場合を含みます。以下同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスについての料金

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（手続きに関する料金の支払義務）

第21条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表（料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第22条 Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約の申込み若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、Arcstar Enterprise Streaming定期利用契約者は、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する工事費の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除、その工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、Arcstar Enterprise Streaming定期利用契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金の計算方法等)

第23条 料金の計算方法及び料金の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第24条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第25条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までに日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第7章 保守

(Arcstar Enterprise Streaming 定期利用契約者の切分責任)

第26条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者から請求があったときは、当社は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス取扱所において試験を行い、その結果をArcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者にお知らせします。

(修理又は復旧の順位)

第27条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第18条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関との契約に係るもの
	水防機関との契約に係るもの
	消防機関との契約に係るもの
	災害救助機関との契約に係るもの
	警察機関との契約に係るもの
	防衛機関との契約に係るもの
	輸送の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの
	水道の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの
	選挙管理機関との契約に係るもの
	別記 10 の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの
	預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの
国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第 1 順位となるものを除きます。）	
3	第 1 順位及び第 2 順位に該当しないもの

第 8 章 損害賠償

（責任の制限）

第 28 条 当社は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスが全く利用できない状態（その Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第 1 表（料金）第 1（利用料金）に規定する料金

3 当社の故意又は重大な過失により Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の規定は適用しません。

（免責）

第 29 条 当社は、前条の場合を除き、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者に係る損害の賠償をしないものとし、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は当社にその損害の賠償の請求をしないものとします。

2 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合は、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

3 当社は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの利用により生じる結果について、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者に対し、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制

的な処分及びその他の原因を問わず責任を負担しないものとします。

- 4 当社は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者から Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供のために必要となる協力を得られなかったためにその提供ができなかった場合には、責任を負担しないものとします。
- 5 この規約に定める免責に関する事項は、この規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを免責事項がこの規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第9章 データ等の取り扱い

(データ等の取り扱い)

第30条 第28条(責任の制限)の規定にかかわらず、当社は、当社の電気通信設備に保存されたデータが、滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合には、これにより Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

(データの利用)

第31条 当社は当社の電気通信設備の故障若しくは停止等の復旧等の設備保全又は Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの維持運営のため、当社の電気通信設備に保存されたデータ等を確認、複製又は複製することがあります。

(データ等の削除)

第32条 第30条(データ等の取り扱い)に規定するほか、当社は、第13条(Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者が行う Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の解除)又は第14条(当社が行う Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の解除)の Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の解除があったときは、当社の電気通信設備に保存されているデータを削除します。この場合において、当社は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者又は第三者に発生した直接又は間接の損害について責任を負わないものとします。

第10章 雑則

(Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの廃止)

- 第33条 当社は Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの一部又は全部を廃止 (Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供及び運用に関して当社が締結している第三者との契約の終了などに伴うものも含みます。) することがあります。
- 2 前項の規定による Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの一部又は全部の廃止があったときは、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
 - 3 当社は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの一部又は全部の廃止に伴い、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
 - 4 当社は、第1項の規定により Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、その旨を相当な期間において、あらかじめ Arcstar Enterprise Streaming 定期利用契約者に通知します。

(利用に係る Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者の義務)

第34条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 故意に電気通信設備を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わない

こと。

- (2) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
- (3) Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
- (4) 第三者になりすましてArcstar Enterprise Streaming定期利用サービスを利用する行為をしないこと。
- (5) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
- (6) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与える行為をしないこと。
- (7) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
- (8) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為をおこなわないこと
- (9) Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービスに付される、もしくは含まれている著作権に係る表示を削除したり、隠したり、改変（を含むがこれに限られないものとする）をしてはならない。
- (10) 当社に事前の書面での合意なしで、Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービスの性能について第三者に開示又は公表しないこと。
- (11) Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者又はArcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者の従業員、代理人、下請業者及び請負業者等が、前項(9)及び第35条（知的所有権）の規定を守るために、あらゆる合理的な措置を講ずるものとする。規約条件に基づいて明示的に付与されない全ての権利は、当社に対して留保されるものとする。
- (12) その他、法令、この規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。

2 Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

3 Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者は、当社ならびに当社の取締役、役員、従業員等をあらゆる申立てから防御しなければならず、また、かかる申立てに関連して、当社ならびに当社の取締役、役員、従業員等が被った第三者への損害賠償、費用及び料金（合理的な外部の弁護士費用を含みます）を当社ならびに当社の取締役、役員、従業員等に対して支払う、あるいは払い戻すものとします。ただし、かかる申立てが、下記のいずれかの範囲内であることを条件とします。

(1) Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者のEnterprise Streamingから生じた、または当該Enterprise Streamingに関連して（中傷的、あるいはパブリシティまたはプライバシーの権利を侵害する、猥褻的、侮辱的、知的所有権の侵害が主張されている申立てを含むが、これに限定されないものとする）生じたもの。

(2) かかる申立てが、Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者の作為あるいは不作為により、第三者がArcstar Enterprise Streaming定期利用サービスへの不正アクセスを行ったことよって生じたもの。

(知的所有権)

第35条 Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービスにおいて当社がArcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者に提供する一切の著作物（規約、インタフェース条件資料、各種ソフトウェア、取扱マニュアル等を含みます。以下本条において「提供物」といいます。）に関する著作権法（昭和四十五年法律第四十八号。以下「著作権法」といいます。）第27条及び第28条の権利を含みます。）及び著作人格権（著作権法第18条から第20条の権利をいいます。）並びにそれに含まれるノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当社の指定する者に帰属するものとします。

2 Arcstar Enterprise Streaming定期利用契約者は、前項の提供物を次のとおり取り扱うものとします。

- (1) Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2) 複製・改変・編集等を行わず、又は、リバースエンジニアリング、逆コンパイル若しくは、逆アセンブルを行わないこと。
 - (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。
 - (4) 当社又は当社の指定する者が表示した著作権表示を削除又は変更しないこと。
- 3 本条の規定は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の終了後も効力を有するものとします。

(輸出)

第36条 Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者は、規約に基づいた履行に関連して、適用されるすべての連邦、州及び地方の法律、規制及び輸出要件を遵守するものとします。当社から取得したソフトウェアあるいは技術データの最終的な輸出先について、Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者が当社に対して行う開示にかかわらず、また、規約の条項に反しているかどうかにかかわらず、顧客は、合衆国政府あるいはその行政機関、または修正、輸出あるいは再輸出の時点において、輸出許可証あるいは他の政府認可証を要請する他の国家から必要な全ての許可証を最初に取得することなしで、直接的あるいは間接的に、何らかのソフトウェアあるいは技術データもしくはその一部を修正、輸出あるいは再輸出しないものとします。当社は、要請される事前の通告なしで、また、Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者が本条に違反した場合、Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者に対して一切責任を負担することなく、規約に基づいた何らかの義務の履行を一時停止する権利を有するものとします。合衆国政府によって制限された権利がある場合、規約に基づいて提供されたソフトウェアは、私的な費用負担により、独占的に開発された商業用コンピューター・ソフトウェアであるとともに、あらゆる点において、単に当社に対して帰属するに過ぎない専有データであるものとします。当該ソフトウェアが、下記の事項によって、あるいは下記の事項の代理として取得される場合、すなわち：

(a) 国防総省の行政機関または部署、もしくは (b) 合衆国政府の民間機関、更に、国防総省連邦調達規則 (DFAR)、第227.7202及びその後続条項 (第48連邦規則集 (C.F.R.)、第227.7202)、更に連邦調達規則 (FAR)、第12.212及びその後続条項 (第48連邦規則集 (C.F.R.)、第12.212) に対して個別に従い、本件の配信マネージャーならびに規約に基づいて取得される何らかの付属文書を利用、複製あるいは開示する政府機関ならびにその行政機関の権利は、規約の制約条項に服するものとします。

(再販売の禁止)

第37条 Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者は、あらかじめ当社の許可なくArcstar Enterprise Streaming定期サービスを卸電気通信役務として再販売をできないものとします。

(個人情報の取り扱い)

第 38 条 当社は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記 4 及び当社の Web サイト (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に定めるところによります。

(附帯サービス)

第 39 条 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 5、6、7 に定めるところによります。

(特約)

第 40 条 この規約の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

別記

1 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスの提供区間

当社は、次に掲げる区間において Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスを提供します。

- (1) インターネット接続点相互間

2 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者の地位の承継

(1) 第12条 (Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約に基づく権利の譲渡) に規定するほか、相続又は法人の合併若しくは分割により Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。

(2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者の氏名等の変更の届出

(1) Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、その他 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかに Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス取扱所に届け出て頂きます。

(2) (1) の届出があったときは、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は当社からの要求に応じて、その届出に書かれた事実を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(3) (1) に規定する変更の届出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

4 個人情報の開示

(1) 当社は、当社が保有している個人情報について、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者から請求があったときは、原則として開示をします。

(2) Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は、(1) の請求をし、その個人情報の開示 (該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。) を受けたときは、当社の Web サイト (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に定める手数料の支払いを要します。

5 利用権に関する事項の証明

(1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス利用権に関する次の事項を、当社の帳簿 (電磁的記録により調整したものを含みます。) に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約の申込みの承諾年月日

イ Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者の住所又は居所及び指名

ウ Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

エ 差押 (滞納処分 (国税徴収法 (昭和34年法律第147号) による滞納処分及び

その例による滞納処分をいいます。) によるものの場合にあつては、参加差押を含みます。)、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号

(2) 利害関係人が、(1) の規定による請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記

入のうえ、Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス取扱所に提出していただきます。
この場合、利害関係人は、料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

6 支払証明書の発行

- (1) 当社は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者から請求があったときは、その Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス及び付帯サービスの料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は(1)の規定による請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

7 その他イベント運用

当社はArcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者から請求があったときには、その他イベント運用を提供します。この場合において、Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者は、料金表第3表（付帯サービスに関する料金）に定める料金の支払いを要します。

8 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法)

- 1 当社は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者がその Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービスに基づき支払う料金は、料金月に従って計算します。
- 2 当社は、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。ただし、請求書等の発行に関する料金の場合及び当社が必要と認める場合は料金月によらず随時に計算します。
- 3 当社は第 20 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表（2 欄の規定を除きます。）の規定（これに準ずる規定を含みます。）に該当するときに限り、その利用料を日割りすることとし、その他の場合については、その定額利用料を日割しません。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者は、料金について当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、6 及び 7 の規定にかかわらず、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者の承諾（電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）第 22 条の 2 の 3 に規定する説明を事前に行った場合を含みます。）を得て、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

- 9 当社は、1 以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

- 10 当社は、料金について、Arcstar Enterprise Streaming 定期利用サービス契約者が希望される場合には、前受金には利息を付さないことを条件にあらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 11 第 20 条（利用料金の支払義務）から第 21 条（手続きに関する料金の支払義務）までの規定その他この規約の規定により料金表に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。)) の合計と異なる場合があります。

(注 1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かつこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(注 2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

第1表 料金（付帯サービスの料金を除きます。）

第1 利用料金

1-1 適用

区 分	内 容								
(1) 利用料金の適用	利用料金は、第1表2（料金額）に規定する基本料金を適用します。								
(2) 定期契約期間内にライセンス数の区分の変更があった場合の取扱い	<p>ライセンス数の区分の変更の請求があった場合の取扱いは、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">取扱い</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">請求日</th> <th style="text-align: center;">適用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更希望日の30日前までの場合</td> <td>変更希望日を含む料金月の翌料金月の初日</td> </tr> <tr> <td>上記以外の場合</td> <td>変更希望日を含む料金月の翌々料金月の初日</td> </tr> </tbody> </table>	取扱い		請求日	適用日	変更希望日の30日前までの場合	変更希望日を含む料金月の翌料金月の初日	上記以外の場合	変更希望日を含む料金月の翌々料金月の初日
取扱い									
請求日	適用日								
変更希望日の30日前までの場合	変更希望日を含む料金月の翌料金月の初日								
上記以外の場合	変更希望日を含む料金月の翌々料金月の初日								
(3) 定期契約期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用	<p>ア Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者は、定期契約期間内にArcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約の解除があった場合は、第20条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、残余の月数に対応する利用料金を当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p> <p>イ Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービス契約者は、定期契約期間内に動画配信のライセンス数の区分の変更があった場合、変更前の利用料金の額から変更後の利用料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の月数を乗じて得た額を、当社が定める期日までに、一括して支払っていただきます。</p>								

1-2 基本料金

区分	動画配信ライセンス数の区分	単位	料金額
動画配信ライセンス	300	1 契約ごとに 月額	75,000 円 (82,500 円)
	500	1 契約ごとに 月額	110,000 円 (121,000 円)
	700	1 契約ごとに 月額	140,000 円 (154,000 円)
	1,000	1 契約ごとに 月額	194,000 円 (213,400 円)
	1,500	1 契約ごとに 月額	289,500 円 (318,450 円)
	2,000	1 契約ごとに 月額	384,000 円 (422,400 円)
	2,500	1 契約ごとに 月額	477,500 円 (525,250 円)
	3,000	1 契約ごとに 月額	570,000 円 (627,000 円)
	3,500	1 契約ごとに 月額	661,500 円 (727,650 円)
	4,000	1 契約ごとに 月額	752,000 円 (827,200 円)
	4,500	1 契約ごとに 月額	841,500 円 (925,650 円)
	5,000	1 契約ごとに 月額	930,000 円 (1,023,000 円)
	6,000	1 契約ごとに 月額	1,110,000 円 (1,221,000 円)
	7,000	1 契約ごとに 月額	1,288,000 円 (1,416,800 円)
	8,000	1 契約ごとに 月額	1,464,000 円 (1,610,400 円)
	9,000	1 契約ごとに 月額	1,638,000 円 (1,801,800 円)
	10,000	1 契約ごとに 月額	1,810,000 円 (1,991,000 円)
11,000	1 契約ごとに 月額	1,980,000 円 (2,178,000 円)	
12,000	1 契約ごとに 月額	2,148,000 円 (2,362,800 円)	
13,000	1 契約ごとに 月額	2,314,000 円 (2,545,400 円)	
14,000	1 契約ごとに 月額	2,478,000 円 (2,725,800 円)	
15,000	1 契約ごとに 月額	2,640,000 円 (2,904,000 円)	

16,000	1 契約ごとに 月額	2,800,000円 (3,080,000円)
17,000	1 契約ごとに 月額	2,958,000円 (3,253,800円)
18,000	1 契約ごとに 月額	3,114,000円 (3,425,400円)
19,000	1 契約ごとに 月額	3,268,000円 (3,594,800円)
20,000	1 契約ごとに 月額	3,420,000円 (3,762,000円)
25,000	1 契約ごとに 月額	4,250,000円 (4,675,000円)
30,000	1 契約ごとに 月額	5,070,000円 (5,577,000円)
35,000	1 契約ごとに 月額	5,880,000円 (6,468,000円)
40,000	1 契約ごとに 月額	6,680,000円 (7,348,000円)
45,000	1 契約ごとに 月額	7,470,000円 (8,217,000円)
50,000	1 契約ごとに 月額	8,250,000円 (9,075,000円)
60,000	1 契約ごとに 月額	9,840,000円 (10,824,000円)
70,000	1 契約ごとに 月額	11,410,000円 (12,551,000円)
80,000	1 契約ごとに 月額	12,960,000円 (14,256,000円)
90,000	1 契約ごとに 月額	14,490,000円 (15,939,000円)
100,000	1 契約ごとに 月額	16,000,000円 (17,600,000円)

第2 手続きに関する料金

1 適用

区 分	内 容			
手続きに関する料 金の適用	手続きに関する料金は、次のとおりとします。			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料
種 別	内 容			
譲渡承認手数料	利用権の譲渡の請求をし、その承認を受けたときに要する料金			

2 料金額

料 金 種 別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円 (880円)

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスの工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容						
(1) 工事費の算定	<p>工事費は、次表に掲げる工事の区分に応じて施工した工事に係る工事費を適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>工事の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初期工事費</td> <td>Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービスの利用の開始に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>変更工事費</td> <td>動画配信ライセンス数の区分の変更（増加の場合に限ります。）に関する工事を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	工事の内容	初期工事費	Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービスの利用の開始に関する工事を要する場合に適用します。	変更工事費	動画配信ライセンス数の区分の変更（増加の場合に限ります。）に関する工事を要する場合に適用します。
区分	工事の内容						
初期工事費	Arcstar Enterprise Streaming定期利用サービスの利用の開始に関する工事を要する場合に適用します。						
変更工事費	動画配信ライセンス数の区分の変更（増加の場合に限ります。）に関する工事を要する場合に適用します。						
(2) 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。						

2 工事費の額

区 分	単 位	工事費の額
初期工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費
変更工事費	1の工事ごとに	別に算定する実費

第3表 附帯サービスに関する料金

1 適用

区 分	内 容
附帯サービスに係る料金の適用	当社は、附帯サービスに係る料金について、料金表第3表2（料金額）に定める料金額を適用します。

2 料金額

区 分	単 位	料金額
利用権に関する事項の証明手数料	1 契約ごとに	300円 (330円)
支払証明書の発行手数料	支払証明書1枚ごとに	400円 (440円)
その他イベント運用 (ライブ配信当日の配信機材(カメラ、ミキサー等)の支援)	1 契約ごとに	別に算定する額
備考		
(1) 当社は、Enterprise Streaming運用の品質がArcstar Enterprise Streaming定期利用契約者の期待に		

適合することを保証するものではありません。

(2) 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。

(3) この表における別に算定する額は本規約第40条（特約）に定めるところによります。

附 則（令和3年1月13日 A P S 1 サ第00732193号）

この規約は、令和3年1月15日から実施します。